

# 平成 2 0 年 第 4 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 ( 第 1 号 )

平成 2 0 年 1 2 月 5 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 9 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 議案第 9 2 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起  
について
- 日程第 7 議案第 9 3 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少につ  
いて
- 日程第 8 議案第 9 4 号 長野県市町村自治振興組合理約の変更及び組合を組織する  
市町村数の減少について
- 日程第 9 議案第 9 5 号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 9 6 号 御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理  
に関する条例を廃止する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 9 7 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 1 2 議案第 9 8 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正  
予算案について
- 日程第 1 3 議案第 9 9 号 平成 2 0 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案に  
ついて
- 日程第 1 4 議案第 1 0 0 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算  
案について
- 日程第 1 5 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案  
について
- 日程第 1 6 議案第 1 0 2 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案に

ついて

- 日程第 1 7 議案第 1 0 3 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正  
予算案について
- 日程第 1 8 議案第 1 0 4 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案  
について
- 日程第 1 9 陳情第 2 5 号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情
- 日程第 2 0 陳情第 2 6 号 所得割重視の国保税（料）を求める陳情
- 日程第 2 1 陳情第 2 7 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情
- 日程第 2 2 陳情第 2 8 号 介護労働者の処遇改善を求める陳情
- 日程第 2 3 陳情第 2 9 号 共済法制定を求める陳情
- 日程第 2 4 陳情第 3 0 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情

## 平成 2 0 年 第 4 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 0 年 1 2 月 5 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 0 年 1 2 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日	午前 1 1 時 1 5 分

### 第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 0 年 1 2 月 5 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 0 年 1 2 月 5 日	午後 1 2 時 0 5 分

### 出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	1 1 番 荻 原 達 久
	1 2 番 内 堀 恵 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

## 第 4 回 定 例 会 会 議 録

平成 2 0 年 1 2 月 5 日 ( 金 )

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 ( 内堀千恵子君 ) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 2 0 年第 4 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

( 議会事務局長 荻原謙一君 登壇 )

○議会事務局長 ( 荻原謙一君 ) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 2 0 年 1 2 月 5 日

1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 1 4 件が提出されています。

2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3 . 本定例会に別紙配布した陳情文書表のとおり、陳情 6 件が提出され、受理しました。

4 . 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5 . 本定例会における一般通告質問者は、武井 武議員他 6 名であります。

6 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただ

きますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る11月28日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成20年第4回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案1件、条例案2件、予算案8件、事件案3件、計14件であります。

9月定例会以降提出されました陳情は6件で、受理と決定いたしました。

会期は、本日より12月15日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1の最後をご覧いただきたいと思います。

それでは説明いたします。

平成20年第4回御代田町定例会議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第1日目	12月5日	金曜日	午前10時	開会
				会期の決定
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑

					議案の委員会付託
第 2 日目	1 2 月	6 日	土曜日		議案の調査
第 3 日目	1 2 月	7 日	日曜日		議案の調査
第 4 日目	1 2 月	8 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	1 2 月	9 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	1 2 月	1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	1 2 月	1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会 特別委員会
第 8 日目	1 2 月	1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	1 2 月	1 3 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	1 2 月	1 4 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	1 2 月	1 5 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

#### 常任委員会開催日程

##### 総務福祉文教常任委員会

1 2 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
1 2 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

##### 町民建設経済常任委員会

1 2 月 1 0 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
1 2 月 1 1 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

#### 特別委員会開催日程

##### 苗畑跡地有効活用特別委員会

1 2 月 1 1 日	木曜日	午後 1 時 3 0 分	大会議室
-------------	-----	--------------	------

##### 廃棄物対策特別委員会

1 2 月 1 1 日	木曜日	午後 3 時 3 0 分	第 3 会議室
-------------	-----	--------------	---------

#### 全員協議会開催日程

1 2 月 1 2 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-------------	-----	----------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日

より12月15日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より12月15日までの11日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

11番 荻原達久議員

12番 内堀恵人議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) あらためまして、おはようございます。

議員の皆さまには、年末を迎えて時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、全員のご出席をいただき、議会が開会できますことに、まずもって心より御礼を申し上げますとともに、町行政に対するご理解、ご支援とご協力を切にお願いを申し上げる次第であります。

まず最初に、世界と日本の政治経済の動向についてであります。これは毎日のように新聞に報道されておりますように、アメリカのサブプライムローン問題から始まり、リーマンブラザーズの経営破綻などが引き金となって、これまで想定できなかった規模での金融危機が世界を震撼させております。これによって、日本の経済動向は世界的な不況の影響を受けて円高、株安が進み、製造業など輸出関連産業に大きく依存していた日本経済は、大きな打撃を受け、自治体経済としても弱体化が進みつつあり、不況のいっそうの進行が心配されるところであります。

民間調査機関によりますと、全国の企業倒産件数は、前年同月比で13.7%増



の1,231件、負債総額は2.22倍に増加しています。また、今年の上場企業の倒産は30社に達し、2002年の29社を抜いて戦後最多を更新しております。さらに大企業でも工場の生産休止や冬のボーナスのカット、派遣など非正規の従業員に対する大規模な人員整理、新規採用の内定取り消しなど、不況は更に進行し、国民の暮らしはますます厳しくなる危険性が、現実のものとなりつつあります。こうした世界的規模での金融危機に、今後どのように対処すべきなのかが、国際的に問われています。

G20金融サミットが開かれて対応策が議論されましたが、この中で首脳宣言を読んでも、注目すべき点は、すべての金融市場、商品、参加者が適切に規制され、監督の対象になるということで、規制強化の方向に踏み出そうという方向性が出てきたことだと私は感じています。

こうしたサミットが成果を出せるかはまだ疑問ですが、いずれにしましても、御代田町の企業につきましても、これまで好調な業績で推移をしてきましたが、今後はどのように推移していくのか、きわめて不透明な状況に陥っておりますので、私たちは世界の動向と日本の政治経済の動向をしっかりと見極めて、政策を進めなければならないと考えております。

もう1つ注目すべき点は、日本の政治の動きであります。

先ごろ開かれた全国町村長大会では、各地の町村長から、地方を切り捨てる国政のあり方、政府への不満など、厳しい意見が出されました。

主な意見としては、景気対策として有効なものが出ないだけでなく、「市町村に定額給付金の支給方法を丸投げする迷走ぶりだ」という意見や、「二大政党制になりながら、事は政局絡みでしか動かない」「国政は全く機能不全に陥っている」というような意見が出され、道州制についても、「絶対反対」という特別決議を上げるなど、政府への批判が集中した大会になりました。

このような政治の混迷の中で、御代田町としてどのように不況対策に取り組むのかを考えてきました。国や県が何らかの対策を打ち出してくるだろうと期待をしていましたが、一向に効果的な対策が打ち出されない状況にありました。そこで、御代田町では緊急の不況対策として、国・県の融資制度資金のうち、運転資金の借入れをした場合、1,000万円を上限に貸付利率の1%分を3年間利子補給を行うことで、経営の安定化を図ろうとする目的で、利子補給制度を実施することを決

め、12月1日から開始しました。これは、町内の業者が年末の資金繰りができるように配慮した点が重要でありまして、12月議会の議決をいただいてからの事業実施では、年末融資の締切が12月22日までとなっているため、実際には年末の資金繰りに間に合わなくなってしまい、年越しができないということになってしまいますので、予備費からの対応とさせていただきます。当面は2010年3月までの16カ月間の時限立法といたしますが、町としましては、今後の経済情勢の変動に機敏に対応してまいりたいと考えております。

また、高齢者の方々にこの寒い冬を暖かく過ごしていただきたいとの思いで、福祉灯油を今年も実施いたします。75歳以上の方々へのタクシー利用の補助事業も好評をいただいておりますが、町としては不況対策とあわせて、長年ご苦労をいただいた高齢者の方々に深く感謝し、安心して暮らしていただける施策の実行に努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後町として考えている不況対策としましては、町が計画をしている公共事業などの実施を、可能な限り早めて進めることで、土木、建設などの業者の経営を支援しようとするものです。

また、不況のもとで町民の皆さまの暮らしの下支えを進めるという趣旨での子育て支援策や、福祉にかかわる事業を充実させるよう新年度予算案の策定を進めているところでもあります。

いずれにいたしましても、町としましては、多様化する住民ニーズを的確に把握し、社会情勢の変化に即応した対策を、地域経済や雇用の安定化の面からも従来にもまして早め早めに進めてまいりたいと考えております。町民の皆さまの要望などを直接現場で聞いておられる議会の皆さまからの具体的な不況対策の提案がございましたら、是非お聞かせいただければ、検討させていただきますので、ご協力をよろしくお願いをいたします。

次に御代田町が小諸市・軽井沢町と進めてきました浅間山麓苗畑跡地へのごみ焼却場建設計画は、私の選挙公約に基づいて中止をしました。もともとこの共同事業につきましては、本来契約書として明記されていなければならない違約金についての記載がなく、事業が完成できなかった場合や、どこかの自治体が計画から離脱する場合などの取り決めがありませんでしたので、こうした場合には、それぞれの当事者間で協議をして結論を出すというのが民法上の通例であります。この考え方に

従って、1市2町での可燃ごみ処理施設建設に関する共同事業について終了するため、違約金についての協議を両市町と行い、合意に至り、それぞれの議会でもご承認をいただきましたので、ご報告を申し上げます。

このような形で事業の完全な終了となりましたが、これは今後も1市2町での友好関係を継続していこうという共通の思いが根底にあり、円満な解決となりましたことを付け加えさせていただき、ご報告申し上げる次第であります。

さて、本定例会に提案いたします案件は、人事案件1件、事件案3件、条例案2件、平成20年度一般会計・特別会計補正予算案8件、合わせて14件の提案であります。

提案いたします議案の概要を申し上げます。

人事案件につきましては、固定資産評価審査委員の任命、事件案につきましては、町営住宅の明け渡し使用料請求に伴う訴えの提起、一部事務を組織する市町村の減少2件、条例案につきましては、御代田町公告式条例の一部改正、御代田町高額療養費つなぎ資金貸付基金の廃止です。

次に平成20年度一般会計補正予算の概要ですが、総額から歳入、歳出、それぞれ7,682万1,000円を減額し、合計50億6,105万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、個人町民税の税源移譲による所得税と住民税の基礎控除などの差額が確定し1,713万7,000円の増額、普通交付税額確定に伴い8,991万5,000円の減額、国庫支出金については、安心実現のための緊急総合対策交付金の交付により785万7,000円の増額、繰越金については、明許繰越額減額更正のため1,308万4,000円の減額、町債については事業完了により690万円の減額を計上いたしました。

歳出の主な内容は、民生費で昨年に引き続き、福祉灯油購入支援費として250万円、障害者児医療費196万円、児童手当関係費121万5,000円の増、衛生費では、可燃ごみ処理量の減少に伴う一般廃棄物処理委託料394万8,000円の減、土木費では、下水道特別会計繰出金について受益者負担金の増収により6,202万7,000円の減、教育費では、中学校改築事業費、排水路設計管理委託料で178万5,000円の増、南小学校体育館耐震補強工事終了による工事費確定により、262万5,000円の減額を計上しました。

特別会計の補正予算の主な内容につきましては、国民健康保険特別会計では、高額療養費増加による1,354万8,000円の増額補正、公共下水道特別会計では、受益者負担金増加に伴う繰入金6,219万7,000円の減額補正、介護保険特別会計では、介護サービス給付費負担金利用実績により380万円の減額補正、後期高齢者医療特別会計では、保険料軽減拡大に伴う保険料等の減額で929万2,000円の減額補正、老人医療特別会計では、医療費支給実績により医療給付費等減少により1,901万2,000円の減額補正です。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の概要であります。細部につきましては、各担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます、平成20年第4回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第5 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第91号についてご説明をいたします。

議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

このことにつきましては、地方税法の規定によりまして、固定資産課税台帳に登録された価額に関する不服を審査・決定するため、町に固定資産評価審査委員会を設置してございます。現在の委員は3名でありますけれども、今回、木内 坦委員がこの平成20年12月31日をもって任期満了となるため、再任をお願いするものであります。

なお、同意をいただきました場合の新たな任期についてですけれども、平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの 3 年間であります。

記

住 所 御代田町大字御代田 4 1 0 6 番地 3 6 9

氏 名 木 内 坦

生年月日 昭和 1 5 年 1 月 2 日

平成 2 0 年 1 2 月 5 日提出

御代田町長

以上のとおり提案いたしますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。  
以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 9 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 9 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第 6 議案第 9 2 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の

請求に伴う訴えの提起について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 6 議案第 9 2 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の

請求に伴う訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 4 ページをお開き願いたいと思えます。

議案第 9 2 号 町営住宅の明渡し並びに使用料等の請求に伴う訴えの提起について、ご説明申し上げます。

本案は、町営住宅の明渡し及び滞納家賃等の納入を求める訴えを提起するものでありまして、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、相手方は議案書記載のとおりでございます。訴えの理由につきましては、町営住宅使用料を長期にわたり滞納するとともに、退去手続きなしに町外へ転出し、御代田町営住宅管理条例第 4 1 条の規定による明渡し請求にも応じないため、民事訴訟法に基づく住宅の明渡し及び住宅使用料等の支払いを求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 7 議案第 9 3 号 長野県市町村総合事務組合を組織する

市町村数の減少について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 7 議案第 9 3 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の 5 ページをお出し願いたいと思います。

議案第 9 3 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村の減少について

この総合事務組合というのは、町村と一部の市及び一部事務組合の退職金事務を行う組合でございます。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年 3 月 3 0 日をもって、長

野州市町村総合事務組合から下伊那郡清内路村が脱退することに伴う、阿智村との合併が行われる予定でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第93号 長野州市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第8 議案第94号 長野州市町村自治振興組合規約の変更

及び組合を組織する市町村数の減少について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第8 議案第94号 長野州市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） それでは議案書の6ページをお出し願いたいと思えます。

議案第94号 長野州市町村自治振興組合規約の変更及び組合を組織する市町村数の減少について

この自治振興組合は、市町村と一部事務組合の電子事務を推進する組合でございます。地方自治法第286条第1項の規定により、次のとおり変更したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

1. 長野県市町村自治振興組合同規約の一部を、別紙のとおり変更する。

7ページをお出し願いたいと思います。

長野県自治振興組合同規約の一部を変更する規約（案）

長野県市町村自治振興組合同規約の一部を、次のように変更する。

第3条第2項を次のように改める。

(2) 市町村が共同して行う電子自治体の推進に関する事務。

いままでは電子自治体協議会は各市町村の代表者がありまして、協議会を設置しておりました。それが今年度3月末をもって解散しまして、その事務を長野県市町村自治振興組合が行うようになったための改正でございます。

次に第4章の次に、次の第1章を加える。

第5章 事務委託（事務の委託）第11条 組合は第3条第2号の規定による事務について、関係市町村以外の長野県内の地方公共団体から地方自治法第292条の規定において準用する同法第252条の14第1項の規定による事務の委託の申し出がなされたときは、これを受託することができる。

いままでは市町村のみ行ったわけですが、広域行政事務組合からの電子事務の委託があった場合には、受託をいたしますよというものでございます。

附則 この規約は平成21年4月1日から施行する。

次に、お戻り願いまして6ページをお願いします。

2として、平成21年3月30日をもって長野県自治振興組合から下伊那郡清内路村が脱退するものとする。阿智村との合併によるものでございます。

以上でございます。よろしく願います。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。



お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第94号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第94号 長野県市町村自治振興組合理約の変更及び組合を組織する市町村数の減少については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第9 議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第9 議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古越敏男総務課長。

(総務課長 古越敏男君 登壇)

○総務課長(古越敏男君) 議案書の8ページをお出し願います。

議案第95号 御代田町公告式条例の一部を改正する条例案について

御代田町公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

次ページをお願いします。

御代田町公告式条例の一部を改正する条例(案)

御代田町公告式条例の一部を、次のように改正する。

第2条第2項中、「JA佐久浅間農協小沼支所掲示場 JA佐久浅間農協伍賀支所掲示場」を削る。

附則 この条例は平成21年4月1日から施行する。

これにつきましては、町庁舎が昭和44年こちらに移って来た当時、町内の告示箇所が8カ所ございました。庁舎前、旧郵便局前、旧役場前、いまのJA御代田支所ですが、それと旧伍賀村役場、草越公民館前、三ツ谷消防庫前、塩野中央、馬瀬

口公民館前と、8カ所ありましたが、平成15年に庁舎前、JA伍賀支所、JA小沼支所の3カ所に削る条例を提出し、可決されたところでございます。今回、その告示箇所を、庁舎前1カ所にするものでございます。理由としましては、インターネットの普及に伴い、各町の条例規則等が見れるということ、それと一部事務組合からの告示掲示の依頼が一部しか来ないために、1つにする。近隣市町村の告示箇所を参考例と見た場合に、当町規模のところでは告示箇所が1カ所であるため、当町もそれと同等にしていきたいというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第10 議案第96号 御代田町高額療養費つなぎ資金の

貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第10 議案第96号 御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の10ページをお願いいたします。

ご説明申し上げます。

議案第96号 御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてであります。

この条例が制定された目的は、高額療養費の支払いが困難である世帯へ、つなぎ資金を融資するために必要な貸付基金の設置等を定めるためのものであります。平成16年度以降、この資金の利用がございません。加えて、平成19年4月からは、

高額療養費の現物給付が制度化されております。現物給付と申しますのは、あらかじめ町の窓口で限度額適用認定書の交付を受けることにより、医療機関の窓口での個人の支払い額を限度額までとするものでございます。従来の支払い方法に比べて、著しく軽減されたということが言えるかと思えます。これらのことから、制度を継続する意義を失したため、条例を廃止しようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきたいと思えます。

御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例を  
廃止する条例（案）

御代田町高額療養費つなぎ資金の貸付基金の設置及び管理に関する条例（昭和59年御代田町条例第26号）は、廃止する。

附則 この条例は平成21年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第11 議案第97号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第11 議案第97号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第97号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ7,682万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ50億6,105万5,000円とする。

(地方債の補正)第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

第1表の説明につきましては、資料番号1でご説明を申し上げたいと思いますので、資料をお願いしたいと思います。

平成20年度一般会計補正予算(第4号)。

歳入。

町税。款1、町税。項1、町民税。補正額1,713万7,000円。これにつきましては、町長の冒頭のあいさつにもございましたけれども、税源移譲による所得税と住民税の人的控除及び住宅の借入特別控除の額が確定したものでございます。

それで、網かけになっているところにつきましては、補正がされていないところでございます。

続きまして款9、地方特例交付金。項1、地方特例交付金。補正額25万8,000円。これは、交付額の確定によるものでございます。

項2、特別交付金。補正額2万9,000円。交付額の確定によるものでございます。

項3、地方税等減収補てん臨時交付金。補正額130万7,000円。内容ですけれども、自動車取得税減収補てん分として、97万6,000円。それから地方道路譲与税減収補てん分として、33万1,000円でございます。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。補正額8,991万5,000円。これは交付税の確定ということで、9月の議会でもご説明申し上げましたけれども、法人税の増、それから新幹線の減免の特例が10年で終わったということの中で、税金による基準財政需用額が増加したことにより、トータルで地方交付税が減額したということでございます。

続きまして款12、分担金及び負担金。それから項1、負担金。補正額7,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。64万6,000円の減でございます。  
児童手当の全体の調整による減でございます。

項 2、国庫補助金。785万7,000円の増です。これにつきましては、地域  
活性化緊急安全実現総合対策の交付金でございます。

款 15、県支出金。項 1、県負担金。93万円の増額です。これにつきましては、  
児童手当の全体の調整によります増額でございます。

項 2、県補助金。111万4,000円です。内容ですけれども、下から2行目  
のところをご覧いただきたいんですけども、森林整備地域活動支援の交付金105  
万円です。

項 2、委託金。4万2,000円の減額です。これにつきましては、統計調査等  
の事業費の確定によるものでございます。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。514万1,000円。内容ですけれ  
ども、老人保健医療特別会計からの繰入金の増でございます。

それから款 19、繰越金。項 1、繰越金。補正額ですけれども、1,308万  
4,000円の減額でございます。

これにつきましては、繰越明許費の、災害分の繰越明許費があったわけですけれ  
ども、これを減額せずに予算計上したための減額でございます。そして、この計上  
につきましては、本来、9月の補正できちんに行わなければいけなかったわけです  
けれども、ここで補正をするということは、誤りがあったということで、まことに  
申しわけありませんでした。

続きまして款 21、町債。項 1、町債。補正額690万円の減でございます。主  
なものとしたしまして、学校教育施設等整備事業で630万円の減ということで、  
南北小学校の体育館の耐震補強工事の減によるものでございます。

合計で7,682万1,000円の減額となります。

3ページをお願いいたします。

続きまして歳出です。

款 1、議会費。項 1、議会費。補正額32万円の減額です。内容については記載  
しているとおりでございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額578万1,000円の減額ござい

ます。主なものですけれども、人件費で738万4,000円の減でございます。

項2、徴税費。補正額64万6,000円の増です。これにつきましても、人件費でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費。補正額29万5,000円の減でございます。これにつきましても、人件費でございます。

項4、統計調査費。補正額4,000円の減でございます。工業統計他の統計の額の確定によるものでございます。

項6、監査委員費。補正額10万円の増でございます。内容のところに記載してあるとおりでございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額78万4,000円の増でございます。主なものでございますけれども、中ほどのところで見たいと思いますけれども、老人保健特別会計の繰出金、これが118万1,000円の減。それから後期高齢者特別会計への繰出金、これが160万8,000円の減。一番下へいつていただきまして福祉灯油の購入支援費ということで250万円の増でございます。

項2、児童福祉費。124万2,000円の増額です。主なものは児童手当関連でございます。

続きまして款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額111万8,000円の増でございます。内容的には下の方をご覧いただきたいんですけれども、合併処理浄化槽の補助で83万2,000円の増、それから人件費で137万6,000円の増でございます。

項2、清掃費。補正額431万4,000円の減でございます。下の方をご覧いただきたいと思います。一般廃棄物の処理委託料で394万8,000円の減でございます。

4ページをお願いいたします。

款6、農林水産費。項1、農業費。286万8,000円の減でございます。主なものですけれども、人件費で207万2,000円の減でございます。

項2、林業費。17万6,000円の増でございます。2行目のところですが、森林づくり推進支援金105万円の増額でございます。

項3、農地費。354万1,000円の増額でございます。1行目のところをご

覧いただきたいと思います。土地改良事業補助で215万8,000円。これは兎玉の簡水組合へのポンプ補助、2分の1補助というものでございます。

款7、商工費。項1、商工費。24万8,000円の減額でございます。主なものですけれども、露切峽の駐車場の工事で42万円の減額ということで、用地交渉等が調わないというような中で、事業執行が困難になったため、落としたというものでございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。28万3,000円の減額でございます。主なものは人件費で37万8,000円の減でございます。

項2、道路橋梁費。100万円の増額でございます。町道の維持補修工事100万円ということで不足により増額でございます。

項4、都市計画費。6,185万3,000円の減でございます。主な内容ですけれども、下水道特別会計への繰出金6,202万7,000円の減ということで、宅地化開発行為等による宅地化等がありまして、負担金が増えたということで、減になりました。

それから項5、住宅費。76万8,000円の増でございます。主な内容ですけれども、町営住宅の修繕工事で110万円の増額補正のお願いでございます。

款9、消防費。項1、消防費。176万9,000円の増でございます。上から3行目のところをお願いしたいと思います。消防施設整備費補助250万円ということで、荒町の詰所建設のための補助ということでございます。

続きまして款10、教育費。項1、教育総務費。185万4,000円の増額でございます。内容の3行目をお願いしたいと思います。排水路の新設工事実施設計委託で178万5,000円。これにつきましては、中学校建設に伴います排水路の設計委託ということで、今年度中に行わなければ来年度からの工事に差し障りがあるということで、増額でございます。

項2、小学校費。220万2,000円の減でございます。下から4行目をお願いしたいと思います。南小の体育館の補強工事262万5,000円の減が主なものでございます。

項3、中学校費。69万6,000円の増です。主なものとしたしまして、要・準要保護の生徒の援助費56万5,000円の増でございます。

項4、社会教育費。141万4,000円の減でございます。これにつきましては

は、施設修繕 5 万 8,000 円の減などがございます。

次のページをお願いいたします。

項 5、保健体育費。7 万 6,000 円の増でございます。人件費でございます。

款 11、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費。1 万 4,000 円。消耗品で 1 万 4,000 円でございます。

款 14、予備費。項 1、予備費。予備費 1,106 万円で全体を調整をさせていただきまして、合計で 7,682 万 1,000 円の減額の補正でございます。

続きまして 6 ページをお願いいたします。予算書の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正。変更。起債の目的、施設整備事業（一般財源化分）。補正前で 480 万円。それから消防・防災施設整備事業、補正前で 430 万円。それから義務教育施設整備事業、補正前で 1,120 万円。これにつきましては、南北小学校の耐震補強でございます。起債の方法、利率、償還方法については、記載のとおりでございます。補正後といたしまして、施設整備事業（一般財源化分）ということで限度額 450 万円、それから消防・防災施設整備事業で 400 万円、それから義務教育施設整備事業で限度額 490 万円で、起債の方法、利率、償還につきましては、同じでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（ 7 番 市村千恵子君 登壇 ）

○ 7 番（市村千恵子君） 7 番、市村千恵子です。

2 点ほどお聞きしたいと思います。

ページ、19 ページの福祉灯油支援金のことです。

これは 19 年度実施され、かなり利用者も 467 世帯の方が利用され、対象者の 91.7% が利用されて、大変喜ばれたということで、今年度も実施していきたいということは、以前の質疑でもお伺いしていたところで、今回実施ということで上がってきているわけですが、この灯油、支援費の内容ですね、対象者、対象範囲とか金額というのは、19 年度と同じなのか、1 点。



それと、ページ、23ページなんですけれども、衛生費の中の母子衛生関係経費で、先ほども説明がありましたが、妊婦乳児健康診査67万3,000円の減額となっているわけなんですけれども、これの主な理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

福祉灯油の関係でございますが、基本的には19年度実施した状況と同じ状況でございます。本年度の対象見込みでは、平成20年度の町民税が非課税であることを前提といたしまして、70歳以上の高齢者のみの世帯410世帯、それから要介護認定における要介護度の3、4、5の方の属する世帯が62世帯、18歳未満の子どもを養育する一人親世帯で、母子で78世帯、父子で1世帯、身体障害者手帳1級から3級の方の属する世帯が85世帯、療育手帳A1、A2の方の属する世帯が2世帯、精神保健福祉手帳1級の方の属する世帯が8世帯、生活保護世帯が26世帯ということで、合計は672世帯でございますけれども、この中は相当数重複することが考えられます。また、昨年の実績でも申請されていないケースもございますので、予算としては1軒当たり5,000円で500世帯分、250万円を今回計上をさせていただいております。

次に、妊婦・乳児健診の減額ということについてでございますが、昨年までは補助対象の健診を2回で実施してまいりました。決算額で245万8,000円ございました。本年度は補助対象を5回としておりますので、予算額は単純に19年度決算の約2.6倍の637万3,000円を見込みましたけれども、4月から9月の実績では265万円という状況でございます。補助額について検証したところ、5回すべてを受診していただいた場合でも、補助金では3万4,100円。2回当時の1万9,270円の1.7倍であったと。2.6倍でなくて1.7倍でしかないということでありまして。これまでの実績を単純に2倍しましても、530万円ほどで、100万円以上の予算が残る見込みだということで、母子手帳の発行件数につきましても、昨年の135件と、ほぼ横ばいの状況で、今後特別大幅な妊婦さんの増加が見込める状況ではございませんので、若干の余裕を残しての今回の減額ということで、60数万円ということなんです。

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 前年度よりも、そうですね、町民税非課税世帯というのが昨年は526世帯、重複している部分もありましたけど、それからするとかなり今回のその672というのは、低所得者層が増えているのかなという中で、一応その中の500人分ということでありましてけれども、これは当然、申請が増えたりしてきた場合には、増額していくという考えでいるわけですよ。

それともう1点は、いま妊婦健診が2回から5回になったという中で、金額的にはさほど、1.7倍くらいでしかなかったという中で減額ということなんですけれども、この5回というのが、国が始めたということで、国もこれから妊婦健診についてはやはり異常分娩をなくすという中でも、やはり健診を重要視して、13回くらいを、国の、そういう動きもあるわけですけど、そういう中で自治体としても5回ではなく、それを広げている自治体というのが81町村、自治体のうち、21町村は6回から14回、それから年額では10万円も健診費ということで交付している。特に南佐久の市町村は、かなりそういう部分では強くやっている部分もあるんですけれども、今後、町としては、この回数を増やしていくとかいう考えというのはあるのか、その2点について。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

今年の672世帯の関係ですけれども、昨年よりも特別増えているという状況ではなくて、昨年お答えした数値にはあらかじめ重複する分を控除して500数世帯ということで、最終的な実績は509世帯という状況でございますので、特別非課税世帯が増えているという状況ではないと思います。申請数は予算額を上回れば当然それなりの措置はせざるを得ないというふうに考えております。

それから、妊婦健診の回数についてでございますけれども、町としては2007年1月に厚生労働省から公費拡大するように通知がございまして、2008年の調査では全国の9割の自治体が指針に沿っていると。それ以上のものをやっているようにしているところもあるようです。市村議員のご指摘のとおりです。町といたしましては、今後も厚生労働省の見解を見守っていきたいということで、町独自で極端に増やすという状況のことは現段階では考えてございません。

以上でございます。

- 議長（内堀千恵子君） 市村議員。
- 7番（市村千恵子君） 終わります。
- 議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を。  
朝倉議員。

（9番 朝倉謙一君 登壇）

- 9番（朝倉謙一君） 9番、朝倉です。

いま市村議員の方から質疑がありましたけれども、私もちょっと関連した質疑になると思いますけれども、同じくその灯油の関係なんですけれども、この件に関して、今年の3月議会かその前の臨時議会で、これに至った経過の中で、今回急な形で決めたもので、いろいろなところと相談をできなかったというような課長からの答弁があったと思うんですけれども、というのは、これに関して御代田町の石油商組合の方々と相談をされたかどうか。やはり先ほど町長の招集のあいさつの中でも非常に経済関係が悪化している中で、やはり前々から行政の方といたしましても、地元から買えるものは買えというような話もされている中で、この件に関して石油商組合の方々と相談をされてやったのかどうか、それをまずお聞きしたいなど。

- 議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。
- 保健福祉課長（土屋和明君） お答えをいたします。

今回のものにつきましては、現金給付、口座振替で行うことを計画してございますので、特に地元で特定する状況づくりはできておりません。したがって、地元の石油商組合とも特別の協議は行ってございません。

- 議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。
- 9番（朝倉謙一君） ということは、灯油支援金という名目だけれども、灯油の支援金ではなくて、福祉という形で考えているということでしょうか。

- 議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

- 保健福祉課長（土屋和明君） いろいろ検討はしてきているんですけれども、まず灯油というのは、昨年の金額と比べますと若干低い状況にまで下がってきてございます。それで、今回要項を制定というか、いま現在準備をしているわけなんですけれども、これは景気の低迷に対して緊急支援対策として行うということと、それから実際には灯油でなくて、灯油をお使いになっていない家庭もあるわけです。灯油券とかという形で行うと、灯油をお使いになっていないご家庭には利用できない状況もござい

ますので、当然、ガスを使っていらっしゃるとかという方もあるわけで、そういった状況の中では、福祉政策という状況の中で行ってございます。

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） ということは、昨年この要項を見ますと、灯油支援金支給要項という形の中になってはいますが、じゃ、これ名前自体をそういうあれでしたら、灯油じゃなくて名前を変えてやられた方が良かったんじゃないのかなという気がするんですよ。それで灯油、いろいろなところで今年も軽井沢町の方はいち早く各世帯1万円というような形で新聞報道等もありましたし、いろいろなところでも昨年に引き続きやっていますけれども、そういうあれでしたら、灯油じゃなくて、そういう、要は生活の一部、福祉、先ほど、そんなような形で使われるということでしたら、この名前自体を変えてやられたらどうかなというふうに思うんですけれどもね。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

検討する段階では、低所得の方々のところで、基本的にはあったかい冬を過ごしていただきたいという状況での考え方でございますので、生活とかそういった状況の中でなくて、あったかい冬を過ごしていただくという状況の中で灯油ということ、灯油等という形になってございますけれども、名前は使わせていただいております。今後、これも一応は要項は1年というか、この年度末まででございますので、そういう形でこういう施策をまた継続するような状況のときには、参考にさせていただきたいと、こんなふうに考えておりますが。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） いずれにしても、昨年は91%の方々が申請されたということでありますし、また、いまの課長の話ですと、非常に暖かい冬を迎えていただきたいということで実施するんだということで答弁ありましたけれども、これだけの今日の町長の招集のあいさつの中でも経済の話がされていましたが、非常に今年の冬は厳しい冬になるんじゃないかなというふうに私も思っております。ですから、こういう券、非常に住民の方々は喜ばれると思いますので、アピールの方を徹底していただいて、100%の方々が申請をして受けられるような方法をとっていただ

ければというふうに思います。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

武井議員。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） 3 番、武井 武であります。

通告と申しますか、お知らせをしていなくて大変失礼に存じますけれども、1 点だけお聞かせをお願いをしたいと思います。

予算書の 11 ページ、款 14、国庫支出金。項 2、国庫補助金。目 5、総務費国庫補助金でございます。785 万 7,000 円。補正前は 0 で、そっくり増額になってきたわけですが、この補助率はどのくらいの補助率なのか。

それからこの補助金の充当先が予算書の 31 ページ、款 9 の消防費、目 4 の災害対策費への 785 万 7,000 円。特定財源で充当されております。その補助残につきましては、6 ページの地方債補正で補正をされた 400 万円等を充てていくとは思いますが、その補助率と補助残の起債充当率、それからこの 31 ページでは、緊急告知システム検討委員会の報酬も削り、防災会議の委員報酬も削つてあるということですので、当然方向が出て、委員会は終了をし、方向性といえますか、実施方向が確定になったのではなからうかと思っておりますので、どのような事業を具体的に実施するのか、をお願いをしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

まず、この補助金、この内容のことですけれども、地域活性化緊急安全実現総合対策ということで、国が地方公共団体が安心実現のための緊急総合対策、これが 20 年 8 月 29 日に安全実現のための総合対策に関する政府与党、それから経済対策閣僚会議のところで決定をされたものでございます。ということで、そっくりのという。

それで、どの事業に該当したかということですが、災害対策費のところでは 785 万 7,000 円ということでもってありますけれども、9 月の補正ですが、議会の方をお願いをいたしました、いわゆる庁舎の発電機がございまして、

その庁舎の発電機にこれを該当させたいと。それで内容的にこの緊急対策が充当できるものがございまして、その8本の柱というものがございまして、その8本の柱の中に防災刷新のための対策ということで、発電機がそれに該当してくるということで、そちらの財源に充てていきたいということでございまして。そういうことで予算書はこういう形になっているということでございまして。

それで補助率ということで、それに該当させますので、100%というふうに考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、ありがとうございました。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前11時12分）

（休 憩）

（午前11時25分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第12 議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第12 議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第98号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

今回の第3号補正につきましては、主に高額療養費が当初予測を上回ったこと、及び本年度新たに始まりました特定検診にかかる経費を一般会計から組みかえたことによります。高額療養費が不足した理由といたしましては、本年度4月より退職者医療制度の改正があり、従来の対象年齢60歳から74歳までが60歳から64歳までに圧縮されまして、65歳から74歳の退職被保険者が一般被保険者の方に流れ込んだことによるものと考えられます。他の療養諸費については、若干の伸びはあるものの、おおむね予測の範囲内であり、インフルエンザの大流行等想定範囲外の事態が起こらない限り、既定の全体予算の範囲内で収まると考えられます。

今回の補正、歳入に変更はございませんので、歳出のみの変更でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正（第1条）歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳出であります。

款2、保険給付費。項2、高額療養費。既定額に1,354万8,000円を補正しまして、8,434万5,000円とするものであります。

款8、保険事業。項1、特定健康診査等事業費。既定額に106万5,000円を増額し、825万5,000円とするものであります。

款12、予備費。項1、予備費。既定額から1,461万3,000円を減額いたしまして、5,338万6,000円とするものであります。

歳入歳出合計は額に変更はございません。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

2点ほどお聞きしたいと思います。

いまの説明ですと、高額医療費のその増額ということでしたけれども、退職者の部分の年齢のいままでの区分が、一般被保険者の方に入ったという中で、見込みよりも高額療養が増えたという理解でいいのか。先ほどもおっしゃられたように、20年度のその国保の医療費の動向については、先ほど説明されたように、これからインフルエンザとか、そういう特段のものがない限りは国保会計はこの中で運営できるという説明だったと思うんですけども、その点と、それから特定健診ということで20年から始まったわけですけども、町がその数値目標をこの5年間で65%、受診率を上げるという中で、町とすれば、この20年度についてはその30%、900人くらいを特定健診していただくという目標を出しているわけですけども、現時点くらいではどの程度までその受診率というのはなっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

高額療養費の関係でございますが、当初予算では年齢層の関係で10歳の部分が新たになるということで、高額療養費、それに見合ったというか、見合った分だけ当初予算に計上ができればよかったんですけども、若干それが少なかったということはございます。それから、高額療養費自体も若干伸びていることも事実であります。ですが、今年度につきましては、繰越金があって現在4,000万円の基金積立の計画もありますので、私が全体予算というふうに申し上げましたのは、最終的には年度末へいって国保税の収入の状況や、そういったところの問題は出てまいりましょうけれども、全体枠の中で何とか会計も含めるのではないかという状況でお答えをいたしました。

それからもう1点でございます。特定健診の受診状況でございますが、11月末段階の受診者は、集団・個別健診等を合わせて900人程度、受診率で32%という状況であります。3月までかかりつけの町内医療機関での健診が受けられますので、最終的な20年度受診者は1,000人強、受診率は36%程度と見込んでおります。まだまだ健康の特定健診の趣旨について、予防健診を受けることの大切さについては、まだまだ浸透していない状況にありまして、健康づくりの集い、それ



から地区での健康講座、介護予防教室等さまざまな機会をとらえまして計画的に受診意識の高揚を図ってまいりたいと、こんなふうに考えてございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） だから、国保会計、その基金の4,000万円も含めた中での全体での会計の中では、今年度はそのトントンぐらいでいこうという説明で、理解でいいわけですね。

それから、かなり受診率というのが、やはり36%まで、当初の見込み30%というところを上回っているということですので、本当にそれは町の政策、社会福祉費とか増やして、きちんとそういう対応をした成果が出ているのかなというふうに思うわけですが。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第13 議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第99号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

今回の第2号補正につきましては、既にご承知のとおり、老人保健事業は精算段階に入っております。既に主な支払いを終えておりまして、請求遅れの医療支給費等に若干の余裕を残して歳入歳出予算総額をそれぞれ1,901万2,000円

減額補正をするものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の老人保健医療特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算(第1条)歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,901万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億197万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額から1,498万3,000円を減額いたしまして、4,630万9,000円でございます。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から659万2,000円を減額いたしまして、3,100万円でございます。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から139万7,000円を減額いたしまして、800万円でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から118万1,000円を減額いたしまして、1,151万6,000円でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に514万1,000円を増額いたしまして、514万2,000円でございます。これは前年度からの繰越金でございます。

歳入合計といたしましては、既定額から1,901万2,000円を減額いたしまして、総額1億197万2,000円という状況でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。補正額はございません。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額から2,370万円を減額いたしまして、9,503万5,000円でございます。

款3、諸支出金。項1、償還金。既定額から45万3,000円を減額いたしまして、122万1,000円。

項2、繰出金。既定額に514万1,000円を増額補正いたしまして、514万4,000円でございます。

歳出合計は既定額から1,901万2,000円を減額いたしまして、1億197万2,000円ということになります。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第14 議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第14 議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは、議案書の15ページをお願いいたします。

議案第100号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

今回の第3号補正の主な理由につきましては、本年4月、包括支援センターに正規職員が配属されたことに伴い、臨時職員賃金等に不用額が生じたことによるものでございます。歳入歳出予算総額、それぞれ236万9,000円を減額補正するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正（第1条）既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ236万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億3,477万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。

款4、国庫支出金。項2、国庫補助金。既定額から107万9,000円を減額いたしまして、6,243万3,000円でございます。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額に3,000円を増額いたしまして、2億6,447万2,000円でございます。

款6、県支出金。項3、県補助金。既定額から60万7,000円を減額いたしまして、312万円であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。既定額から68万6,000円を減額いたしまして、1億3,457万5,000円でございます。

歳入合計につきましては、既定額から236万9,000円を減額いたしまして、9億3,477万1,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。既定額に5万9,000円を増額補正いたしまして、1,400万9,000円でございます。

款2、保険給付費。項1、保険給付費。補正はございません。

款4、地域支援事業費。項1、介護予防事業費。既定額に1万円を増額いたしまして、1,728万1,000円でございます。

項2、包括的支援事業任意事業費。既定額から300万7,000円を減額いたしまして、517万2,000円でございます。

款8、予備費。項1、予備費。既定額に56万9,000円を増額補正いたしまして、4,888万円でございます。

歳出合計が既定額から236万9,000円を減額した、9億3,477万1,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 5 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 5 議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 1 5 ページをお願いいたします。

議案第 1 0 1 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

今回の第 3 号補正につきましては、国が新たに示しました軽減策による保険料の減額と、健診受診者が見込みより少なかったことによる事業費の減額が主な理由であり、歳入歳出予算総額のそれぞれを、それぞれ 9 2 9 万 2 , 0 0 0 円減額補正するものであります。

今回の軽減の対象となった方は、約 6 5 0 名であります。それから制度改正に伴って、年金天引きの特別徴収から口座振替の普通徴収に切りかえられた方は、これまでで 2 4 名でございます。制度と申しますか、取り扱いが頻繁に変わっておりますので、広報やダイレクトメール、ホームページ等でお知らせするとともに、ご要望があれば、出前講座として小中規模の説明会にも対応してまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 2 0 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定

めるところによる。

歳入歳出予算の補正（第1条）歳入歳出予算の総額から、歳入歳出予算それぞれ929万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8,601万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料。既定額から597万7,000円を減額いたしまして、6,291万5,000円であります。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から160万8,000円を減額いたしまして、2,221万3,000円でございます。

款6、諸収入。項6、受託事業収入。既定額全体96万円を減額して0でございます。

款7、国庫支出金。項1、国庫補助金。既定額から53万2,000円を減額いたしまして、こちらも0でございます。

款8、広域連合支出金。項1、広域連合支出金。既定額から21万5,000円を減額いたしまして、85万円でございます。

歳入合計が、既定額から929万2,000円を減額した、8,601万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項2、徴收費。既定額から59万1,000円を減額いたしまして、63万6,000円。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金。既定額から597万7,000円を減額いたしまして、8,146万6,000円であります。

款5、保健事業費。項1、健診事業費。既定額から272万4,000円を減額しまして、103万8,000円でございます。

歳出合計、既定額から929万2,000円を減じた、8,601万7,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

（ 7 番 市村千恵子君 登壇 ）

○ 7 番（市村千恵子君） 7 番、市村千恵子です。

ちょっとお聞きしたいわけですが、今回の補正の内容というのが、その6月に示された国の軽減策の、より拡大という部分での保険料の減額ということで、対象者が650名、そして年金天引きから口座振替にできるようになったということで、24名の対象者がいるというお話だったわけですが、この軽減策というのは本年度だけが、もう内容がころころ変わるので、じゃあ来年の保険料はどうなるだということ、とてもやはり町民の人たちは理解できないと思うんですが、来年度はどのようになっていくんでしょうか。この軽減策は今年度だけの実施なのか、来年はもう当初の計画に行くのか。その点についてお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

市村議員のおっしゃるように、この制度については、猫の目のようにどんどん改正が行われておりまして、あまり先のことについては、私どもの方でも把握できないというのが現実の状況です。変わるたびにホームページですとか広報には掲載をする予定でありますけれども、できるだけ早い段階で情報提供をできるようなことは考えておりますけれども、いまこの段階で新年度に保険料がどうなるかということにつきましては、ちょっとお答えしかねる状況でございます。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○ 7 番（市村千恵子君） でも、本当にこの制度にはたくさん問題がある中で、こういうふう中途で実施した年度途中で返ってくるということがあるわけですけど、本当にこの当事者の人たちにとっては、やはり内容がわからない、それから広域連合の方からお知らせみたいなのが今回もこの6月の軽減措置、それから口座振替に切りかえてもいいよというお手紙が来ているんだけれども、やはり意味がなかなか理解しにくいという部分もあると思うので、この本当に年金、口座振替に切りかえた

という中でのやはり利点というのも、年金天引きから口座振替に切りかえることによって、家族の中で扶養している人が払えば、その払った分の保険料というのは、その払った人が税控除というか、なるわけですね。その点、ですから、そういうメリットがあるという理解でいいでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 口座振替にかえるメリットということでは、年金からの天引きですと、年金から払っているわけですから、被扶養者の方が負担しているということで、扶養していらっしゃる方の社会保険料控除は受けられません。ですから、そういったメリットがあることはございます。そのことについても、広報等ではお知らせをしてきているところであります。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） そうなんです、いま言っているように、口座振替にすると、旦那さんが奥さんの部分を、今度口座振替とかにすると、その人の社会保険料の控除ということができるようになるわけです。ですから、町民の皆さん、いま本当にさまざまな税控除が減らされていく中で、やはりこれはちゃんと法的にきちんとできる、メリットとしてできる部分ですから、本当に口座振替がまだやはり24名しかいないということは、本当に周知の部分が少ない、なかなか理解できていないのかなと思うんですが、できるだけこの周知の方も頑張っていただきたいなというふうには思うところです。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第16 議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第16 議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の17ページをお開き願いたいと思います。

議案第102号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

では予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成20年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2ページをお願いいたします。

歳出についてですが、款3、繰出金。項1、他会計繰出金。既定額に380万円増額いたしまして、1,510万円とするものでございます。これにつきましては、水道ビジョンの作成委託料あるいは嘱託賃金等小沼簡水との共通経費についての案分に伴うものでございます。

それから款5、予備費。項1、予備費。既定額より380万円減額いたしまして、553万円とするものでございます。これにつきましては、いまの繰出金に財源としまして予備費より充当するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第17 議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道

事業特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第17 議案第103号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

議案第103号 平成20年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成20年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,361万4,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額に380万円増額いたしまして、1,696万7,000円とするものでございます。これにつきましては、先ほどの御代田簡水からのものでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。既定額より49万4,000円減額いたしまして、7,437万2,000円とするものでございます。これにつきましては、人件費の調整による減額でございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。既定額に500万円増額いたしまして、1,181万3,000円とするものでございます。これにつきましては、民地に埋設をされておりました本管の移設が必要となりまして、その工事費をお願いするものでございます。

款5、予備費。項1、予備費。既定額より70万6,000円減額いたしまして、803万円とするものでございます。これにつきましては、今回補正の財源不足分を充当するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 18 議案第 104 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 18 議案第 104 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の 19 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 104 号 平成 20 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお開き願いたいと思います。

平成 20 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 474 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 6 億 9,554 万 7,000 円とする。

地方債の補正 既定の地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

2 ページをお願いいたします。歳入についてでございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。既定額に 7,194 万円増額いたしまして、1 億 3,926 万 8,000 円とするものでございます。これにつきましては、受益者負担金にかかわる新規賦課の増等あるいは一括納入者の増によるものでございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金。既定額より 50 万円減額いたしまして、3,600 万円とするものでございます。これにつきましては、補助事業の入札差金によります減でございます。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額より 6,219 万 7,000 円減額

いたしまして、1億3,137万3,000円とするものでございます。これにつきましては、受益者負担金の増により一般会計からの繰入を減額するものでございます。

款7、町債。項1、町債。既定額より450万円減額いたしまして、1億1,650万円とするものでございます。これにつきましては、先ほどの国庫補助金同様、事業費減によるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出についてでございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。既定額に474万3,000円増額いたしまして、2億6,690万8,000円とするものでございます。これにつきましては、受益者負担金の一括納入者が増えたことによりまして、前納報償金の増額をお願いするものでございます。

次に款2、公債費。項1、公債費。これにつきましては、財源変更のみでございます。

次に4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。公共下水道事業、限度額を6,600万円から6,550万円に変更と、それから資本費平準化債、限度額5,500万円を5,100万円とするものでございます。合計で1億2,100万円を1億1,650万円といたします。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同様でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第92号及び議案第95号から議案第104号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議

案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第 19 陳情第 25 号 介護保険制度の抜本的改善を求める  
陳情について - - -
- - - 日程第 20 陳情第 26 号 所得割重視の国保税(料)を求める  
陳情について - - -
- - - 日程第 21 陳情第 27 号 介護保険料を所得比例中心に  
変更することを求める陳情について - - -
- - - 日程第 22 陳情第 28 号 介護労働者の処遇改善を求める陳情について - - -
- - - 日程第 23 陳情第 29 号 共済法制定を求める陳情について - - -
- - - 日程第 24 陳情第 30 号 森林・林業・木材産業施策の  
積極的な展開を求める陳情について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 19 陳情第 25 号 介護保険制度の抜本的改善を求める陳情について、日程第 20 陳情第 26 号 所得割重視の国保税(料)を求める陳情について、日程第 21 陳情第 27 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情について、日程第 22 陳情第 28 号 介護労働者の処遇改善を求める陳情について、日程第 23 陳情第 29 号 共済法制定を求める陳情について、日程第 24 陳情第 30 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める陳情については、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第 92 条の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思いますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後 12 時 05 分